

令和3年7月

定例会議事録

坂出市農業委員会

開催日時 : 令和3年7月20日(火) 午前8時55分～9時55分

開催場所 : 坂出合同庁舎 4階大会議室

出席委員

1番	富木田 好正	2番	山下 恭生
3番	猪熊 幸雄	4番	三野 久米吉
5番	梶野 和幸	6番	木下 得代
7番	山本 茂	8番	大原 眞路(会長職務代理)
9番	中村 康男(会長)	10番	宮本 賢一
11番	吉田 宏明	12番	喜田 清己
13番	吉田 昌治	14番	川田 一博
15番	原 武信	16番	竹内 博文
17番	三木 洋一	18番	石井 淑雄

欠席委員

なし

傍聴推進委員

なし

農業委員会事務局出席者

事務局長	濱崎 洋介
事務局長補佐	竹村 秀基
事務局次長	黒木 弘美
事務局書記	佐藤 由佳

議事

第 1 号議案	農地法第 3 条許可申請	4 件	田 畑	4,247 421	m ² m ²
第 2 号議案	農地法第 4 条許可申請	4 件	田 畑	1,060 119	m ² m ²
第 3 号議案	農地法第 5 条許可申請	1 1 件	田 畑	7,289.07 99	m ² m ²
第 4 号議案	非農地証明願	1 件	田 畑	 767	m ² m ²
第 6 号議案	農用地利用集積計画書	2 6 件	田 畑	33,776.14 8,111	m ² m ²
第 8 号議案	農業経営改善計画認定申請	4 件			
第 9 号議案	青年等就農計画認定申請	1 件			
報告第 1 号	合意解約	6 件	田 畑	9,928	m ² m ²

令和3年7月 農業委員会定例会 議事録

事務局長

おはようございます。只今より7月の定例会を開催いたします。

本日もご審議をお願いする案件は、第1号議案から第9号議案まで 合計51件でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

本日は、農業委員18名全員の出席を頂いており、定例会が成立していることをご報告いたします。

それでは、坂出市農業委員会会議規定により大原会長職務代理に以後の議事進行をお願いしたいと存じます。

会長職務代理

早速ではございますが、議事に移りたいと存じます。

本日の署名委員を 7番 山本委員さんと12番 喜田委員さんのお二人にお願いいたします。

次に、今月の現地調査につきましては、3番 猪熊委員さん、4番 三野委員さん、5番 梶野委員さんと私で、7月19日に実施しておりますので、後ほど現地調査の報告をお願いしたいと存じます。

では、ただいまより議事に移らせていただきます。

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」4件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」4件についてご説明いたします。

1番、・・・、面積436㎡外1筆 計852㎡ 【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は水稻で、販売を目的としています。

2番、・・・、面積376㎡ 外2筆 計492㎡ 【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は野菜で、自家消費を目的としています。

3番、・・・、面積 1,702㎡ 【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は水稻で、自家消費と販売を目的としています。

4番、・・・、面積 1,622㎡ 【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は水稻・野菜で、販売を目的としています。

本日の案件4件につきまして譲受人については、農地の耕作状況、農機具の所有状況、従事期間、周辺地域との関係等、第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。よろしくご審議をお願いいたします。以上です。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第1号議案「農地法第3条許可申請」4件について、何かご意見・ご質問はありませんか。

各委員 (委員による審議)
【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第1号議案「農地法第3条許可申請」4件につきまして原案どおり承認とさせていただきます。
続いて、第2号議案「農地法第4条許可申請」4件を議題に供します。
事務局の説明を求めます。

事務局次長 それでは、第2号議案「農地法第4条許可申請」についてご説明いたします。
1番、・・・、面積 578 m² 【議案読み上げ】
無断転用の有無 有
転用目的 貸駐車場
申請理由 昭和49年頃から貸駐車場として利用しており、申請地の地目が農地のままであることが判明したため、その無断転用を解消するものです。
農地の区分 都市計画法により、用途が第一種住居地域と定められている第3種農地に該当。
周辺農地への影響 周辺に農地はないため、影響はないと思われる。
その他 無断転用による始末書の提出があります。

2番、・・・、面積 444 m²、3号議案4番と関連。【議案読み上げ】
無断転用の有無 有
転用目的 住宅拡張
申請理由 昭和60年頃に居宅を建て増し、宅地の一部として利用しておりました。今回、その無断転用の解消をするものです。
農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当します。
周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。
その他 無断転用による始末書の提出があります。

3番、・・・、面積 119 m² 【議案読み上げ】
無断転用の有無 有
転用目的 宅地拡張
申請理由 昭和29年頃に、みかん貯蔵庫を建築し現在に至っている。今回、その無断転用の解消をするものです。
農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当します。
周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。
その他 無断転用による始末書の提出があります。

4番、・・・、面積 38 m²、3号議案11番と関連。【議案読み上げ】

転用目的 宅地拡張

申請理由 昭和 62 年頃、当申請地の東側隣接地に居宅を建てる際、倉庫を建てたが、その一部が農地にかかっていたことが判明したため、無断転用を解消するものです。

農地の区分 都市計画法により、用途が第一種住居地域と定められている第 3 種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用による始末書の提出があります。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第 2 号議案「農地法第 4 条許可申請」4 件のうち、2 番については竹内委員さんが関係者でありますので、審議中は退室していただくことになります。

それでは、2 番について審議を行いますので、竹内委員さんには退室をお願いいたします。

(竹内委員 退室)

会長職務代理

2 番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

梶野委員

2 番の転用目的は住宅拡張とあり、3 番は宅地拡張となっておりますが、この違いは何ですか。

事務局次長

転用目的の住宅拡張と宅地拡張の違いについてですが、住宅拡張とは転用する農地に住宅がかかっている場合で、宅地拡張は、納屋、駐車場などに転用する場合にあたります。

会長職務代理

他にありませんか。

各委員

(委員による審議)

【異議なし】の声あり

(竹内委員 入室)

会長職務代理

次に、1 番、3 番、4 番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

各委員

(委員による審議)

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第 2 号議案「農地法第 4 条許可申請」4 件につき

まして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

続いて、第3号議案「農地法第5条許可申請」11件を議題に供します。

なお、第3号議案の5番、6番については現地調査を実施しておりますので、3番猪熊委員さん、4番三野委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

猪熊委員

それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」5番の現地調査報告をさせていただきます。

5番、・・・、面積 154㎡ 外3筆 合計 3,769㎡ 【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 分譲住宅 用地

申請理由 譲受人は、中讃地区を中心として不動産業を営んでおります。既に許可済みの林田町での分譲住宅用地が残り少なくなったものの、林田町での問い合わせが依然としてあるため、分譲住宅用地を検討していました。中学校にも隣接し生活の利便性も良い申請地は、今後も需要が見込めると判断し本申請の13区画を販売できると考え、土地所有者との合意も得られたため申請に至りました。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 開発許可の協議も進めているところである。

現地は、東側にすでに分譲住宅地があり、林田地区の学校とハローズが近く便利で住宅街となっている地域です。農地が減るのは忍びないですが、今の流れからいくと仕方ないと感じました。以上です。

三野委員

それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」6番の現地調査報告をさせていただきます。

6番、・・・、面積 633㎡外1筆 合計 1,238㎡ 【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 特定建築条件付き売買予定地

申請理由 譲受人は、不動産業を営んでおります。現在、手持ちの販売物件の在庫数が少なくなり、次回販売に備えた用地取得を検討していたところ、周辺の宅地化が進んでいる申請地は、早期の販売完了が見込めると判断し土地所有者と交渉していたところ、用地取得の目途がたったため転用申請に至りました。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 開発許可の協議も進めているところである。

会長職務代理

ありがとうございました。

ただいま猪熊委員さん、三野委員さんより現地調査の報告がございましたが事務局

の補足説明を求めます。

事務局長補佐

それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」についてご説明いたします。

5番につきましては、先ほどの猪熊委員さんのご説明とおりです。

6番についての補足説明をいたします。

特定建築条件付き売買予定地については、2種農地の場合、従来、宅地を造成し、住宅を建築した上で、土地及び建物を一体的に売却する分譲住宅の場合に限り農地転用が認められていましたが、一定要件を満たす場合には、建築確認を受けた後に建物が完成していない時点での土地の引き渡しが行われる農地転用です。ただし、建物が建築されるまでが転用事業ということに変わりありません。

メリットとしては、購入者が選択できる建築業者の幅が広がり、購入者の希望する設計が可能になる等が考えられます。

1番、・・・、面積 134㎡ 外1筆合計 194㎡ 【議案読み上げ】

無断転用の有無 有り

転用目的 住宅拡張

申請理由 譲受人は、昭和60年に申請地の隣に住宅を建築しました。当時より、所有者の同意を得て宅地の一部として利用してきましたが、この度、敷地の拡張およびその無断転用の解消を計画したため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用による始末書の提出がある。

2番、・・・、面積 99㎡ 外1筆 合計 120㎡ 【議案読み上げ】

無断転用の有無 有り

転用目的 住宅拡張

申請理由 譲受人は、平成5年に当時の住まいが手狭となったため、隣の敷地に所有者の同意を得て住宅の増築を行いました。そのため、無断転用となっておりその解消を計画したため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用による始末書の提出がある。

3番、・・・、面積 124㎡ 外4筆合計 379.07㎡ 【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 住宅

申請理由 譲受人は、現在、県外に居住していますが香川県に戻ることになり、住宅建築を計画しました。申請地は、実家の隣りであり両親の世話もしやすく住環境も

良いため、転用申請に至りました。なお、2番の譲受人は祖父に該当します。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

4番、・・・、面積 271 m²、第2号議案2番関連 【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 住宅

申請理由 借り人は、現在、市外のアパートに居住していますが手狭となってきたため、住宅建築を計画したところ、実家付近の祖父が所有する申請地で転用申請に至りました。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

7番、・・・、面積 194 m² 外1筆 合計 276 m² 【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 住宅

申請理由 借り人は、現在、父親と同居していますが、今後、息子の家族が増えて手狭となるため、老後の生活環境を整えたいと住宅建築を計画したところ、実家の近くで父が所有する申請地で転用申請に至りました。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

8番、・・・、面積 99 m² 【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 資材置場

申請理由 譲受人は漁業を行っていますが、漁具の保管場所が不足していたため、自宅横の申請地を資材置場として計画したところ、所有者と話がまとまり申請に至りました。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

9番、・・・、面積 287 m² 【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 住宅

申請理由 借り人は現在、県外に居住していますが、来年坂出市に戻る予定のため

住宅建築を計画したところ、両親が居住する近くで父が所有する申請地での転用申請に至りました。

農地の区分 都市計画法により用途が第一種低層住居地域と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

10番、・・・、面積 321㎡【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 住宅

申請理由 借り人は現在、アパートに居住していますが、手狭となってきたため住宅建築を計画したところ、申請地は病院や公共施設にも近く交通の便も良いため選定し所有者と交渉したところ話がまとまり、転用申請に至りました。

農地の区分 都市計画法により用途が第一種住居地域と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

11番、・・・、面積 434㎡、第2号議案4番関連。【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 住宅

申請理由 借り人は現在、アパートで居住していますが、子供の成長に伴い手狭となってきたため住宅建築を計画したところ、実家の隣りで父が所有する申請地での転用申請に至りました。

農地の区分 都市計画法により用途が第二種中高層住居地域と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第3号議案「農地法第5条許可申請」11件のうち、4番については竹内委員さん、9番については三木委員さんが関係者でありますので、審議中は退室していただくこととなります。

それでは、4番について審議を行いますので、竹内委員さんには退室をお願いいたします。

(竹内委員 退室)

会長職務代理

4番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

各委員 (委員による審議)
【異議なし】の声あり

(竹内委員 入室)

会長職務代理 次に、9番について審議を行いますので、三木委員さんには退室をお願いいたします。

(三木委員 退室)

会長職務代理 9番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

各委員 (委員による審議)
【異議なし】の声あり

(三木委員 入室)

会長職務代理 続いて、1番から3番、5番から8番、10番、11番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

各委員 (委員による審議)
【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第3号議案「農地法第5条許可申請」11件につきまして原案どおり承認し、うち10件につきましては委員会の意見書を添付して県へ進達し、5番の案件につきましては、転用面積が2,000㎡以上ということで、7月28日に農業会議が開催します常設審議委員会に諮りたいと思います。

続いて、第4号議案「非農地証明願」1件を議題に供します。

なお、第4号議案の1番については現地調査を実施しておりますので、5番 梶野委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

梶野委員 それでは、第4号議案「非農地証明願」の現地調査報告をさせていただきます。

1番、・・・、面積135㎡ 外2筆 合計767㎡ 【議案読み上げ】

申請理由 昭和27年の農地法施行以前から、納屋と畜舎が建っており、宅地として利用しているものであります。

申請理由についての証明 国土地理院発行の昭和22年撮影の航空写真と、周辺の事情に詳しい、地元の方の確認書の添付もあります。

以上です。

会長職務代理 ありがとうございます。

ただいま梶野委員さんより現地調査の報告がございましたが事務局の補足説明を

求めます。

事務局次長 第4号議案「非農地証明願」1番につきましては、先ほどの梶野委員さんのご説明
どおりです。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第4号議案「非農地証明願」1件につい
て、なにかご意見・ご質問はありませんか。

各委員 (委員による審議)

【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第4号議案「非農地証明願」1件につきまして原
案どおりこれを受理し、処理してまいります。

続いて、第6号議案「農用地利用集積計画書」26件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局書記 それでは第6号議案 農用地利用集積計画書26件についてご説明します。

今月は新規に農地の貸借をする案件が11件、更新が1件、再設定が14件で、そ
のうち農地機構を通じた貸借が23件となっております。

以上、農用地利用集積計画書26件は、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条
第3項の各要件を満たしていると考えます。よろしくご審議お願いします。

以上です。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第6号議案「農用地利用集積計画書」2
6件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

各委員 (委員による審議)

【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第6号議案「農用地利用集積計画書」26件につ
きまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。

続きまして今月は農政部門の議案が5件出ております。

まず、第8号議案、「農業経営改善計画認定申請」を議題に供します。事務局の説
明を求めます。

事務局長 農業経営改善計画の認定申請は、今回4件提出されており、更新の申請でございま
す。この改善計画は中讃農業改良普及センターの指導のもとに作成されたもので、今
月の坂出・宇多津地域農業再生協議会の担い手部会において書面承認を受けており、
農業委員会の意見を坂出市から求められたものです。

申請の概要を11、12ページにまとめており、13ページから24ページまでが
申請書の写しとなっております。

(議案に基づき説明)

・・・以上で説明を終わります。

会長職務代理 事務局の説明が終わりました。 第8号議案「農業経営改善計画認定申請」について なにかご意見・ご質問はございませんか。

梶野委員 1番と3番は、借入地はありますが、所有地がなしとなっていますが、所有農地はないのでしょうか。

事務局長 今回の認定申請は法人でありまして、所有農地がないのは、法人としては所有していないからだと思われま。

各委員 (委員による審議)
【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第8号議案「農業経営改善計画認定申請」4件については、審査の結果適当である旨の意見書を市長宛てに提出することと致したいと思。

続いて第9号議案、「青年等就農計画の認定申請」を議題に供します。事務局の説明を求めま。

事務局長 青年等就農計画の認定申請は、今回1件新規で提出されております。この青年等就農計画は、認定新規就農者の認定のために必要な手続きで、先程の農業経営改善計画と同じく中讃農業改良普及センターの指導のもとに作成されたもので、今月の坂出・宇多津地域農業再生協議会の担い手部会において書面承認を受けており、農業委員会の意見を坂出市から求められたものです。

申請の概要を25ページにまとめており、26ページ以降28ページまでがそれぞれの申請書の写しとなっております。

1番、・・・、(議案に基づき説明)

・・・以上で説明を終わります。

会長職務代理 事務局の説明がございましたが、第9号議案について何かご意見・ご質問はありますか。

三木委員 申請者は高松市の方ですが、作業所やトラクターを管理する倉庫はどうしているのでしょうか。

事務局長 申請者は、府中町の担い手の娘さんの夫であると聞いておりまして、農機具はその方から借りていると聞いております。

梶野委員 こういう若い方にどんどん農業をがんばってもらいたいですね。

各委員 (委員による審議)

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第9号議案「青年等就農計画認定申請」1件については、審査の結果適当である旨の意見書を市長宛てに提出することと致したいと思っております。

以上で、本日の農地法等許可申請の議案の審議を終了します。

続いて、報告第1号「農地法第18条 合意解約」6件についてです。
事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは、報告第1号 合意解約6件についてご説明いたします。

1番、・・・、面積3,289㎡ 【議案読み上げ】

解約理由 転用目的

本件は第2号議案2番、第3号議案4番と関連しています

備考 利用権 使用貸借権の解消

2番、・・・、面積633㎡ 外1筆 計1,238㎡ 【議案読み上げ】

解約理由 転用目的

本件は第3号議案6番と関連しています

備考 利用権 貸借権の解消

3番、・・・、面積1,096㎡ 外2筆 計2,231㎡ 【議案読み上げ】

解約理由 借人変更

備考 利用権 使用貸借権の解消

4番、・・・、面積544㎡ 外1筆 計1,086㎡ 【議案読み上げ】

解約理由 借人変更

備考 利用権 使用貸借権の解消

5番、・・・、面積1,808㎡ 【議案読み上げ】

解約理由 売買目的

本件は第1号議案4番と関連しています

備考 利用権 貸借権の解消

6番、・・・、面積194㎡ 外1筆 計276㎡ 【議案読み上げ】

解約理由 転用目的

本件は第3号議案7番と関連しています

備考 利用権 貸借権の解消

以上、合意解約の説明です。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、報告第1号「農地法第18条 合意解約」6件について、なにかご質問はありませんか。

各委員 (委員による確認)
【なし】の声あり

会長職務代理 特にご質問もないようですので、報告第1号「農地法第18条 合意解約」6件を受理し、処理してまいります。
その他の案件として、事務局の方で何かありますか。

事務局長 (事務局からの連絡事項等)

会長職務代理 それでは、これもちまして 7月の定例会を閉会致します。
長時間に亘るご審議をいただき、ありがとうございました。

9時55分終了